



2010.10.10

今日、(精神)障害者の就労の取り組みは、多岐にわたります。そこで、法律と見比べながら整理が出来ないものかと、少し調べてみました。不十分な捉え方もあると思いますので、より正確な知識を寄せてください。

就職斡旋機関（職業安定法）

ハローワーク（公共職業安定所）

<制度>

- ・障害者雇用率制度（障害者雇用促進法）
- ・トライアル雇用
- ・ジョブコーチ
- ・チャレンジ就労

就労相談（障害者雇用促進法）

- 1 障害者就業・生活支援センター
板橋区：ワーキング・トライ
- 2 地域障害者就労支援

板橋区障害者就労援助事業団（ハート・ワーク）

職業訓練機関

- 1 障害者雇用促進法
 - ・ 障害者職業総合センター（千葉市美浜）
 - ・ 広域障害者職業センター
国立障害者職業センター（所沢）
 - ・ 地域障害者職業センター
都道府県—東京障害者職業センター
- 2 職業能力開発促進法
 - ・ 職業能力開発校
 - ・ 委託訓練—東京都仕事財団
職業能力開発校が委託元
 - ・ 障害者職業訓練コーディネーター
- 3 雇用保険法が絡む
職場適応訓練
- 4 障害者自立支援法
就労移行支援
就労継続支援
- 5 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律
社会適応訓練事業—窓口は保健所

10月の行事

- <10月4日>都に施設設立補助金相談
- <10月5日>消防訓練
- <10月25日>ピアホームⅡミーティング
- <10月28日>ピアホームⅠ食事会

多摩総合精神保健福祉センター主催第11回ピアカウンセリング講座に参加して
上田正義

9月6・7日、JHC板橋会の一人として、セミナーに参加しました。3日間の予定で、都内各所より24～25名の参加ありました。

第1日目は、「他己紹介」や「決定の自分史」など、色々なメニューがあり、勿論JHCが行っている「気分調べでチェックイン」と「チェックアウト」もありました。

2日目は、私もリーダーを中心にやり、かなり気疲れとストレスを感じましたが、終わった後、受講生の人達から握手を求められ、やった甲斐があったと思いました。

私は、2日目までで途中降板し、家路に着きました。セミナーの仕事は、その後の自分にも毎日大きな影響が出ています。